新 IΒ Ⅲ.監督上の評価項目と諸手続(共通編) Ⅲ.監督上の評価項目と諸手続(共通編) Ⅲ-1 経営管理(共通編) Ⅲ-1 経営管理(共通編) (1) 主な着眼点 (1)主な着眼点 ① 代表取締役 ① 代表取締役 イ~ハ (略) イ~ハ (略) 二. 代表取締役は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し (新設) 排除していくことが、金融商品取引業者に対する公共の信頼を維持 し、金融商品取引業者の業務の適切性及び健全性の確保のため不可 欠であることを十分認識し、「企業が反社会的勢力による被害を防止 するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事 会申合せ。以下Ⅲ-1において「政府指針」という。)の内容を踏ま えて取締役会で決定された基本方針を社内外に宣言しているか。 ② 取締役·取締役会 ② 取締役·取締役会 イ・ロ (略) イ・ロ (略) ハ. 取締役会は、業務推進に係る事柄のみならず、法令等導守及び内 ハ、取締役会は、業務推進に係る事柄のみならず、法令等導守及び内 部管理態勢の確立・整備に係る事柄を経営の最重要課題の一つとし 部管理態勢の確立・整備に係る事柄を経営の最重要課題の一つとし て位置付け、その実践のための具体的方針の策定及び徹底に、誠実 て位置付け、その実践のための具体的方針の策定及び徹底に、誠実 にかつ率先垂範して取り組んでいるか。また、当該方針について社 にかつ率先垂範して取り組んでいるか。また、当該方針について社 内で周知を図っているか。さらに、政府指針を踏まえた基本方針を 内で周知を図っているか。 決定し、それを実現するための体制を整備するとともに、定期的に その有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、 反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。 ニ~ト(略) ニ~ト(略) ③~⑤ (略) ③~⑤ (略) Ⅲ-2 業務の適切性(共通編) Ⅲ-2 業務の適切性(共通編)

| ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
|---------------------------------------|--|
| 旧 | 新 |
| (新設) | Ⅲ-2-11 反社会的勢力による被害の防止 |
| | |
| | <u>(1)意義</u> |
| | |
| | <u>反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保す</u> |
| | る上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取 |
| | 組みを推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要 |
| | かつ重要なことである。特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む金 |
| | 融商品取引業者においては、金融商品取引業者自身や役職員のみならず、顧 |
| | <u>客等の様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会</u> |
| | <u>的勢力を金融商品取引から排除していくことが求められる。</u> もとより金融商品取引業者として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び |
| | <u>もとより金融間曲取り業者として公共の信頼を維持し、業務の週別性及び</u> 健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に |
| | 関して対応することが不可欠であり、金融商品取引業者においては、「企業が |
| | 反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19 |
| | 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢 |
| | 力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。 |
| | 特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使 |
| | い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事 |
| | 例も見られる。また、新興市場における新規株式公開や上場市場におけるエ |
| | クイティ・ファイナンス等により、暴力団等の反社会的勢力が金融商品市場 |
| | <u>に介入し、資金獲得を図っている状況も窺われる。こうしたケースに適切に</u> |
| | 対処するには経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。 |
| | なお、従業員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に |
| | 問題解決に向けた具体的な取組みを遅らせることは、かえって金融商品取引 |
| | <u>業者や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要が</u> |
| | <u>ある。</u> |
| | (参考)「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」 |
| | _(平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)_ |
| | ①反社会的勢力による被害を防止するための基本原則 |
| | |
| | |

| IΒ | 新 |
|----|---|
| | ○組織としての対応 |
| | <u>〇外部専門機関との連携</u> |
| | 〇取引を含めた一切の関係遮断 |
| | 〇有事における民事と刑事の法的対応 |
| | 〇裏取引や資金提供の禁止 |
| | ②反社会的勢力のとらえ方 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である(平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照)。 |
| | (2) 主な着眼点 |
| | 反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備の検証については、個々 の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。 |
| | ① 反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消できるよう、以下の点に留意した取組みを行うこととしているか。 イ. 反社会的勢力との取引を未然に防止するための適切な事前審査の実施や必要に応じて契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止すること。 ロ. 定期的に自社株の取引状況や株主の属性情報等を確認するなど、株主情報の管理を適切に行うこと。 ハ. いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引を行わないこと。 |

| IΒ | 新 |
|----|---|
| | |
| | |
| | ② 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を総括する部署 |
| | (以下「反社会的勢力対応部署」という。)を整備し、反社会的勢力 |
| | による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能して |
| | <u>いるか。</u> |
| | 特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意 |
| | <u>しているか。</u> |
| | イ、反社会的勢力による不当要求がなされた場合等に、当該情報を反社 |
| | 会的勢力対応部署へ報告・相談する体制となっているか。また、反社 |
| | 会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の |
| | 安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか。 |
| | ロ. 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報が一元的 |
| | に管理・蓄積され、当該情報を集約したデータベースを構築する等の |
| | 方法により、取引先の審査や当該金融商品取引業者における株主の属 |
| | <u>ケスにより、収引ルの番目で当該金融同品収引来省における株工の海</u> 性判断等を行う際に活用する体制となっているか。 |
| | ハ. 反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研 |
| | |
| | 修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関 |
| | と平素から緊密な連携体制の構築が行われるなど、反社会的勢力との |
| | 関係を遮断するための取組みの実効性を確保する体制となっている |
| | か。特に、日常時より警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と |
| | 問題発生時の協力体制を構築することにより、脅迫・暴力行為の危険 |
| | 性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制となって |
| | <u>いるか。</u> |
| | |
| | ③ 反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署 |
| | だけに任せることなく取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として |
| | 対応することとしているか。また、その際の対応は、以下の点に留意 |
| | したものとなっているか。 |
| | イ. 反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対 |
| | 応部署を経由して速やかに取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適 |
| | 切な指示・関与のもと対応を行うこと。 |
| | ロ. 積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機 |
| | ロ・頂型川に言ぶ、茶刀坦瓜廷到班匹ピノノー・ |

| | くろうち ロロンな 血 目 1日 四(1)タ |
|--------------------------------|---|
| IΒ | 新 |
| | 関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不 当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこと。特に、脅迫・暴力行為 の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこと。 ハ. あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届 を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこと。 ④ 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不 祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、 不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとして いるか。 (3)監督手法・対応 |
| | 検査結果や日常の監督事務等を通じて把握された金融商品取引業者の反社会的勢力との関係を遮断するための態勢上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第 56 条の 2 第 1 項に基づく報告を求めることを通じて、金融商品取引業者における自主的な改善状況を把握することとする。その際、反社会的勢力への資金提供や反社会的勢力との不適切な取引関係を認識しているにも関わらず関係解消に向けた適切な対応が図られないなど内部管理態勢が極めて脆弱であり、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第 52 条第 1 項の規定に基づく厳正な処分について、必要な対応を検討するものとする。 |
| Ⅲ-2-11 企業の社会的責任(CSR)についての情報開示等 | Ⅲ-2- <u>12</u> 企業の社会的責任(CSR)についての情報開示等 |